

2019年9月2日

各 位

株 式 会 社 北 國 銀 行

## 預金規定の改定について

株式会社北國銀行（頭取 安宅 建樹）では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえて、下記の通り、預金規定を改定いたします。

預金規定の改定後は、お客さまとのお取引において、お取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合や、お取引開始後も継続的に確認させていただく場合がございます。

お客さまにはご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

改定となる 預金規定	・普通預金規定 ・貯蓄預金規定 ・当座勘定規定
改定日	2019年10月1日(火)
主な改定内容	次の条項を新設・追加いたします。

例) 普通預金規定 (ほかの預金規定も同様の改定を行います。)

#### 1. 「取引の制限等」に関する条項の新設

##### 10. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令および犯罪関与等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を

制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令および犯罪関与等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前2項にもとづく取引等の制限を解除します。

## 2. 「解約」に関する条項に一部追加・変更

### 1 1. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令および犯罪関与等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑤当行が法令で定める本人確認等を行うにあたって預金者について確認した事項または第10条第1項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合

⑥上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

(3) この預金が、当行が定める一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、また

はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参の  
うえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、  
必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

※下線部が変更点となります。

以 上